

独立学校からみたシティズンシップ教育 ：サマーヒル・スクールの事例から



中京大学現代社会学部准教授 森田 次朗
大阪大学大学院人間科学研究科准教授 北山 夕華

前回までの連載では、英国におけるシティズンシップ教育が、学校制度のなかにかに導入され、実践されてきたかについて概観してきた。だが、シティズンシップ教育が、広く市民の育成を目指す営みだとすれば、それは公立学校の教科教育の枠に限定されるものではない。

そこで本稿では、英国の私立学校のなかでも、子どもの自由を重視することで世界的に有名なサマーヒル・スクール(Summerhill School、以下「サマーヒル」)の事例を取りあげ、その実践にシティズンシップ教育としていかなる特徴があるかについて考えたい。

英国の学校制度の概要

本題に入る前に、英国の学校制度について確認する。英国では、学校は「公営学校」(state schools)と「独立学校」(independent schools)に大別され、公営学校が「公立学校」に、独立学校が「私立学校」に対応している。ただし、近年の動向で注目すべきは、2010年に発足した保守・自民党連立政権下で市場主義的な教育改革が進められ、国庫から運営費を受給しつつも、ナショナル・カリキュラムの準拠義務のない「アカデミー」と呼ばれる学校が増加している点である。その結果、ナショナル・カリキュラムの適用対象は、いまや学校全体の半数ほどになり、公営学校と独立学校の境界は明瞭ではなくなっている。他方、教育水準局(Ofsted)による査察は、一部簡素化されつつも引き続き実施されている。このように近年の英国では、学校の「多様化」と中央集権的な教育水準の統制が併存しているといえる。

次に、2015年のデータによると、独立学校の設置数は全学校の約10%、同在籍生徒数は全体の約7%を占めるにすぎず、その数だけをみれば、影響力は小さいように思えるだろう。だが、独立学校には、日本でもパブリック・スクールとしてよく知られている伝統的な進学校(たとえば、歴代の首相を多数輩出しているイートン・カレッジ等)が含まれており、とくに16歳以上に限定すれば、全体に占める在籍者数の割合は21%ほどであることから、独立学校の社会的役割は決して小さくない。

サマーヒルとシティズンシップ教育

では、教育関係者から「世界でいちばん自由な学校」と称されるサマーヒルでは、市民形成に関わる教育活動がいかに行われているのだろうか。サマーヒルは、1921年に教育思想家のA・S・ニールにより創設され、現在はイングランドのサフォーク州レイストンで、ニールが提唱した子ども中心の理念に基づいた教育活動を行う独立学校である(Summerhill School 2021)。とくに日本では、1970年代に教育学者の堀真一郎氏により紹介されて以降、その実践について数多くの文献が出版されている。以下ではシティズンシップ教育の観点から、サマーヒルの教育活動について紹介する。

第一に特筆すべきは、サマーヒルでは授業が選択制であり、出席確認はとられるものの、必ずしも授業時間中に教室に在る必要はなく、生徒はすべての授業で出欠の自由が認められている点である(植田 2019)。こうした選択制がとられている理由は、サマーヒルでは、子ども

たちの「自由」や「権利」こそが何よりも重視されているからである。その結果、校則(寄宿生活を含む)をはじめとする日常生活上のルールは、些細なものであれ、集会での話し合いを通して民主的に決定・変更されることになっており、そこでは生徒も教職員も同等の投票権をもつとされている。

このように、サマーヒルでは生徒たちが日常生活のなかで一人の自立した市民として自己決定をすることが最重視されており、学校生活のなかにシティズンシップ教育が埋め込まれていると捉えることができるだろう。

第二に注目すべきは、上記のサマーヒルの教育活動をめぐっては、過去に英国政府との間で訴訟に発展した点である(Summerhill School 2021)。英国の独立学校では、伝統的にカリキュラム編成上の自由が大いに認められてきたものの、1970年代後半にサッチャー政権が発足して以降、教育水準局による査察が強化され、その結果によっては学校認可が取り消される事態が生じてきた。

こうしたなか、サマーヒルを対象に1999年3月に実施された査察では、出席自由の方針に伴う欠席率の高さを含めた、教育課程および学校運営・施設上の問題点が、報告書の2頁にわたり列挙されるとともに、その改善策が6項目にわたって勧告された。だが、この勧告をサマーヒル側は不服とし、英国高等法院に提訴した。その後、サマーヒルによる国会議員へのロビー活動やデモ活動(BBC News、1999年7月14日付)もあり、第三者委員会によるサマーヒルへの再調査が進められた結果、最終的には2000年5月に和解が成立し、裁判闘争は終結した。その際、サマーヒルの生徒らは、自ら裁判を傍聴し、和解案を受け入れるか否かについて学校集会で議論した(『ガーディアン』、2000年3月23日付)。なお、その後、サマーヒルでは、出席自由の方針は変更されてはいないものの、以降に実

施された査察では、おおむね高評価を得ている。

以上のようなサマーヒルの係争問題は、民主的なシティズンシップを重視する学校と、国家によるトップダウン型の「教育の品質保証」制度との間に生まれうる緊張関係が顕在化した例といえる。また、「国家からの自由」を重視してきた英国の独立学校が、1990年代後半以降、未来の市民としての子どもの教育環境をめぐり、再審の過程にあることも教えてくれる。

■ 日本のシティズンシップ教育への示唆

以上の事例から、日本社会にとっていかなる示唆が得られるだろうか。

それは、シティズンシップ教育とは、高度に体系化された教科教育の枠にとどまるものではなく、子どもたちにより日々の生活の中で経験されているものだという点である。とくに、日本でシティズンシップ教育といえば、教科教育としての教授法や教育課程(政治教育、法教育、経済教育等)に焦点が当てられがちであるのに対して、サマーヒルの事例では、そもそも学習内容やルールの決定過程に、「不参加」という選択肢も認めただうえで、子どもたちの声を実質的に反映させることが重視されていた。

このように、民主主義社会の基盤形成という観点から、シティズンシップ教育を構想する際には、「未来の市民」の育成という意味だけではなく、「眼前の市民」として子どもたちと対話し、その学びに必要な社会制度の形を問いつける視点こそが、不可欠ではないだろうか。

<参考文献>

- ・ Summerhill School, 2021, “Summerhill School Democratic schooling in England”, (Retrieved 31 July, <http://www.summerhillschool.co.uk/>)
- ・ 植田みどり, 2019, 「イギリス・サマーヒルスクールの提訴が示唆するもの」永田佳之編『変容する世界と日本のオルタナティブ教育——生を優先する多様性の方へ』世織書房, 210-227.